

令和元年度第 1 回広島県社会福祉審議会議事録

- 1 日 時 令和元年8月30日（金） 13時30分から15時00分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
県庁舎北館 第1会議室
- 3 出席委員 池田（智）委員，猪上委員，今榮委員，今川委員，金子委員，
川本委員，黒瀬委員，甲野委員，林委員，平松委員，藤原委員，
二川委員，村井委員，村上委員，森脇委員，山下委員，山田委員，
山本（一）委員，吉田委員
- 4 議 題 (1) 議事
ア 委員長の選任について
イ 委員長職務代理者の指名について
ウ 専門分科会に所属する委員の指名について
エ 専門分科会長の選任について
オ 部会に所属する委員の指名について
カ 部会長の選任について
(2) 協議事項
ア 地域福祉支援計画の策定について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局地域支え合い担当地域支え合いグループ
TEL (082) 513-3144 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
《開会》
事務局： お待たせしました。ただ今から，広島県社会福祉審議会を開催いたします。
会議に先立ちまして，田中健康福祉局長が御挨拶申し上げます。
- 《健康福祉局長あいさつ》
- 《資料確認》
事務局： 本日，お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第，
委員名簿，県職員出席者名簿，配置図のほか，資料1及び2，そして参考
資料となります。御確認の方よろしくお願いいたします。
ございますでしょうか。
- 《出席委員紹介》
事務局： 続きまして，本日，御出席の委員の方々をお席の順に御紹介させていた
だきます。
(配置図中，委員長席右側（池田（智）委員）から順に紹介)

《県関係職員紹介》

事務局： また、本日、県の関係職員が出席しておりますが、県職員出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。

《定足数確認》

事務局： 議事に入ります前に、本日、御出席の委員数を御報告いたします。委員総数 30 名に対しまして、19 名の御出席をいただいておりますので、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 3 項に定める定足数を満たし、会が成立しておりますことを御報告いたします。

《委員長選任》

事務局： それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

本日は、改選後初めての審議会でございますので、委員長が選任されておられません。委員長が選任されるまで、事務局にて議事を進行させていただきます。

まず、委員長の選任でございます。

社会福祉法第 10 条の規定により、委員長は、委員の互選により選任することとなっておりますが、いかがでございましょうか。

猪上委員： 広島県社会福祉協議会の会長で、前委員長である山本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局： ただいま、猪上委員から山本一隆委員の御推薦がございました。皆さま、いかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

事務局： 皆さまの御賛同をいただきましたので、山本一隆委員に委員長をお願いしたいと思います。それでは、山本委員、委員長席へお着きください。

ここで、委員長に御挨拶をいただきたいと存じます。委員長お願いいたします。

《委員長あいさつ》

《引き継ぎ》

事務局： ありがとうございました。

それでは、広島県社会福祉審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、委員長が審議会の議長となることとなっておりますので、委員長、これからの議事の進行をよろしくお願いいたします。

《会議の公開》

委員長： 本日の審議会につきましては、広島県社会福祉審議会運営規定の第 5 条第 1 項の規定により公開とします。

また、議事録は、県のホームページなどで公開されることになっております。

《委員長職務代理者指名》

委員長： それでは、委員長の職務代理者の指名に入ります。

広島県社会福祉審議会条例第4条によりますと、「委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する」とありますので、私から指名させていただきます。

これまで、県議会議員の下原委員にお願いしておりましたので、本日は御欠席されておりますが、引き続き下原委員にお願いしたいと思っております。皆様よろしいでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： 御意見がないようなので、下原委員にお願いしたいと思っております。

《専門分科会所属委員指名》

委員長： 次に、専門分科会に所属する委員の指名でございます。

社会福祉法施行令及び広島県社会福祉審議会条例によりますと、「専門分科会の属すべき委員は、委員長が指名する」こととなっておりますので、私から指名させていただきます。

指名する委員について、事務局から名簿を配布し、読み上げさせます。

事務局： まず、民生委員審査専門分科会でございますが、池田智子委員、今榮委員、浜中委員、藤原委員、二川委員、森脇委員、山下委員、吉田委員、以上8名の方です。

続いて、身体障害者福祉専門分科会でございますが、今川委員、金子委員、川本委員、黒瀬委員、甲野委員、林委員、村井委員、村上委員、山田委員、山本一隆委員、山本文子委員、米川委員、以上12名の方です。

続いて、児童福祉専門分科会でございますが、池田智子委員、猪上委員、今榮委員、金子委員、黒瀬委員、甲野委員、下原委員、寺本委員、中野委員、浜中委員、久光委員、平松委員、藤原委員、二川委員、松岡委員、森脇委員、山田委員、山本文子委員、吉田委員、米川委員、以上20名の方です。

続いて、高齢者福祉専門分科会でございますが、池田円委員、猪上委員、今榮委員、川本委員、甲野委員、鈴木委員、寺本委員、畑野委員、平松委員、村井委員、村上委員、森脇委員、山下委員、山本一隆委員、吉田委員、以上15名の方です。

続いて、社会福祉法人審査専門分科会でございますが、池田円委員、今川委員、下原委員、鈴木委員、寺本委員、中野委員、畑野委員、林委員、久光委員、平松委員、松岡委員、村上委員、以上12名の方です。

以上でございます。

《専門分科会長の選任》

委員長： 次に、専門分科会長の選任でございます。

広島県社会福祉審議会条例第6条第2項の規定によりますと、「所属委員の互選」となっておりますので、各専門分科会ごとに、順に互選を行いたいと思っております。

まず、民生委員審査専門分科会長ですが、先ほど指名させていただきましたし

た委員の方の中で、御推薦等ございませんか。

藤原委員： この分科会の前分科会長であった、安田女子大学の教授の池田委員に、引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

委員長： ただ今、池田智子委員の御推薦がございましたが、民生委員審査専門分科会の委員の方々、いかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： それでは、民生委員審査専門分科会長は、池田智子委員にお願いしたいと思えます。

次に、身体障害者福祉専門分科会長ですが、先ほど指名させていただきました委員の方の中で、御推薦等ございませんか。

黒瀬委員： 県身体障害者施設協議会の会長で、この分科会の前分科会長である林委員に、引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

委員長： ただ今、林委員の御推薦がございましたが、身体障害者福祉専門分科会の委員の方々、いかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： それでは、身体障害者福祉専門分科会長は、林委員にお願いしたいと思えます。

次に、児童福祉専門分科会長ですが、先ほど指名させていただきました委員の方の中で、御推薦等ございませんか。

森脇委員： 本日は御欠席されておりますが、児童福祉に関して、知識や経験が豊富な、知的障害者福祉協会会長である米川委員に、お願いしてはいかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： それでは、児童福祉専門分科会長は、米川委員にお願いしたいと思えます。

次に、高齢者福祉専門分科会長ですが、この分科会の委員の方の中で、御推薦等ございませんか。

山下委員： 県医師会の会長で、この分科会の前分科会長である平松委員に、引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

委員長： ただ今、平松委員の御推薦がございましたが、高齢者福祉専門分科会の委員の方々、いかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： それでは、高齢者福祉専門分科会長は、平松委員にお願いしたいと思えます。

次に、社会福祉法人審査専門分科会長ですが、この分科会の委員の方の中で、御推薦等ございませんか。

林委員： この分科会の前分科会長である村上委員に、引き続きお願いしてはいかがでしょうか。

委員長： ただ今、村上委員の御推薦がございましたが、社会福祉法人審査専門分科会の委員の方々、いかがでしょうか。

〔各委員異議なし〕

委員長： それでは、社会福祉法人審査専門分科会長は、村上委員にお願いしたい
と思います。

《部会所属委員の指名》

委員長： 次に、部会に所属する委員の指名を行います。社会福祉法施行令及び広
島県社会福祉審議会条例によりますと、「部会に属すべき委員は、委員長が
指名する」こととなっておりますので、私から指名させていただきます。

指名する委員について、先ほど配布した名簿から、事務局に読み上げさ
せます。

事務局： 身体障害者福祉専門分科会 審査部会は、黒瀬委員及び審議会条例第6条
の規定により、委員長が指名することとされている臨時委員の方々です。

児童福祉専門分科会 児童支援部会は、池田智子委員、猪上委員、黒瀬委
員、寺本委員、平松委員、二川委員、松岡委員、山本文子委員
以上8名の方です。

《部会長選任》

委員長： 次に、部会長の選任でございます。審議会条例によりますと、「所属委員
及び臨時委員の互選」となっております。部会長につきましては、後日、そ
れぞれ、部会開催の際に選任していただくこととしたいと思いますが、よろ
しいでしょうか。

〔各委員異議なし〕

《協議事項》

委員長： 次に、協議事項に入ります。「地域福祉支援計画の策定」について、事務
局から説明をお願いします。

〔事務局から資料1・2により説明〕

委員長： それでは、以上の協議事項に関して、御意見、御質問等がございましたら、
御発言願います。

村上委員： この計画と社会福祉審議会の関係についてですが、先ほど部会で審議す
るとの話がありました。その部会というのは先ほどの2つの部会のこ
とですか。

事務局： 社会福祉審議会には、計画を審議する部会は設置しておりません。ただ、
市町や市町社協、介護等の関係団体等を委員とした「策定委員会」を別に
設置しております。資料1の裏面に記載しておりますが、この委員会で意
見をいただき、さらにこの社会福祉審議会でも意見をいただいて、骨子や
最終案を固めていきたいと考えております。

金子委員： 私は計画策定委員会の委員になっておりまして、この資料と似たもの
は見ているのですが、所属に戻りまして、何人かの職員に見せたところ、
8ページの基本理念のところですが、「多様性」や「共生」という言葉が
わかりづらいという意見が出ました。基本理念は、誰もが最初に見てわ
かるものなので、もう少しわかりやすい言葉はどうかと考えました。も

し直すとしたら、「すべての人を認め合い、支え合いながら、自分らしく活躍できる、共に生きる、平和で安心なまち 広島県」ではどうかと考えました。これはどんどんたたいていただければと思いますが、こんな感じで基本理念をもう少し皆さんにわかりやすいものにならないものかと考えました。

もう1点ですが、10ページの「問題の構造化」の部分ですが、左から3列目の一番上、「生きづらさを感じている人がどこにいるか分からない」について、これは実際あると思います。精神の方や発達障害の方や知的障害の軽度の方は、自分がそうだという認識もありませんし、わかりにくいところがあるので、皆さんに理解してもらわなければならないと思います。そして、左から5列目の上ですが、「生きづらさを感じている人への対応・理解が進んでいない」について、まずは「どういう人が困っているのか」という「理解」が先で、そして「対応」については、一般の人が対応するのはなかなか難しいので、理解して、そして、生きづらい人がちゃんと支援を受けるということが大切だと思います。ですので、この部分は「理解・支援が進んでいない」という文言にしてはどうかと思いました。

事務局： 基本理念については、策定委員会2回を通じて、「多様性」という文言を一方では「入れてほしい」という意見もありました。ただ、御指摘のとおり、「多様性」をすべての人に読み替えて、それでよいかどうかも含めまして、わかりやすい表現での検討をさせていただきます。それと「安心と活気あふれる共生のまち」という文言についても、県の上位計画であるチャレンジビジョン等との整合も図りながら使っております。そういった点も含めて検討させていただきたいと思います。問題の構造化の部分につきましては、確かに御指摘の通りだと思いますので、修正する方向で検討させていただきます。

田中局長： 「多様性」の前に、例えば高齢とか障害とか、具体的な事例を入れても良いかもしれませんね。

金子委員： 「多様性」の下の、基本理念の内容のところ、「年齢・性別・障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく」と記載されているので、この説明を読めばわかるかなと思いました。基本理念があまり長くなると、どうかなと思いましたので。私も実際そう思っておりました。ですが、皆さんの御意見で思っております。

村井委員： 10ページのボトルネックの一番上のところで、「困っている人、生きづらさを感じている人への理解、地域の課題を解決しようとする意識と知識が低い」とありますが、学校教育の中で今一番問題となっているのが、いじめだと思います。いじめによる自殺、そういう中で、教師のいじめに対する取組がなかなか理解できていない、わからないのではなく、理解できていないように私は感じています。12ページに、「地域福祉学習・福祉教育の充実」とあり、「学校教育における福祉教育の推進」とありますが、これに併せて「人権」という文言を入れた方が良いのではな

いかと思います。福祉教育を充実していくというのは、心のバリアフリーを幼児教育から社会教育まで取り入れていくというのが今の内閣府の重点目標になっております。これを考えると、学校教育の中で、教師自身も含めて、福祉の充実というのは、「人権を守ってほしい」というのが一番重要な課題だと思います。今の記載では、福祉教育だけになって、福祉に対する思いやりに重点が置かれ、いじめなどに対しては全く別の問題という意識になってくると思います。人権と併せて福祉教育の充実が進められれば、いじめの問題も同じ取組になるのではないかと私は思います。

事務局： 8ページに、基本理念と3つの社会像を記載しております。その中で、社会像の一番左側のところに、「人権」というものを記載しておりますが、まずは人権というものを理解していく、守らなければならないということを位置付けておりますので、そういったものを教育の中でいかに取り組んでいくかという視点も盛り込ませていただきたいと思います。また、策定委員会等でも検討させていただきたいと思います。

村井委員： はっきり文章化してあればいいのではないかと思います。幼児教育を含めた学校教育において、はっきりこの文章の中に「人権」をはっきりうたったほうが表に出てきやすいのではないのでしょうか。

事務局： 福祉教育の前に、人権の意識を持つことは前提ですので、そういった表現を入れていきたいと思います。

村上委員： 10 ページの一番左の「住民と専門職が「丸ごと」つながる」のところで、これが地域共生社会をつくる上での中心だと思います。その問題点がずっと書かれてあって、左から5列目の「課題解決を担うワーカーの不足、専門職が専門性を住民のために活用する力の不足、解決策を協議する場・機会の不足」とありますが、私は福祉の教員なので、この部分は全く胸が痛い、頭が痛い、本当に反論できませんので、全くそう思っています。人材を育成するというのは、3つくらいポイントがあると思います。大学の教育の中で、その専門性を付与していくことです。それから、安定した雇用先がないと、学生たちは就職してから伸びていきません。ここで掲げられていることは抽象的ですが、とても大きい問題なので、この部分に力を入れて取り組んでいただければと思います。住民に「意識を持ってやってください」と言っても、そこに専門職や行政が関与していかないと、発展していかないと。ですので、この部分の指摘はとても大切だと思います。大学教育に身を置く者としては、とても胸が痛く責任を感じます。そして、12 ページの「2 地域コミュニティを支える人づくり」の部分ですが、(2)の方は、介護やケアが前面に出ているように思います。(1)の方でも、もう少し地域づくりとかコーディネート力とか、もう少し踏み込んだ表現をしていただけたほうが、目指すべき方向が見えやすいのではないかと感じました。単に「地域リーダー」というだけではなく、専門職としては、もう少しスキルの面に踏み込んだ表現があった方がよいのではないかと思います。

事務局： 今御指摘いただきました12ページの2(1)ですが、もう少し表現は工夫したいと思いますが、「主な視点」の3つ目の丸に、「地域住民と協働して課題解決・地域づくりを支援できる人材の育成・スキルアップ」と記載しておりますが、これは、地域づくりをコーディネートできる専門職の育成・スキルアップという意味で記載しております。もう少し積極的な表現に直していきたいと思います。

田中局長： 先ほどの村上委員のお話で、専門職の育成で3つあると言われておりましたが、確認させていただけますか。

村上委員： 卒業させて出せばなしではなくて、安定したところでずっとスキルアップできるように、卒業後の研修といいますか、現場の教育があればと思います。もう1点、私は病院の医療ソーシャルワーカーの養成をしておりますが、「地域に出ていかない」という表現がありますけれども、地域に出ていけるような組織としての働く形が出来ていればいいなと思います。医療と福祉をコーディネートして地域に出ていって活躍できると思います。診療報酬の関係でなかなか病院の中から出られないという面があります。地域ケア会議とか、だんだん地域に出ることが進んではきています。それを加速していただければと思います。

田中局長： 12ページの2(1)の「スキル」について、具体的には、地域コーディネート力という意味で良いのでしょうか。

村上委員： その通りです。

藤原委員： どの部分ということはないのですが、県の計画はいろいろとありますが、カタカナが多いのがすごく気になっています。この中で、今から文章化されるので、その時にはなるべくわかりやすい日本語で表現していただけるとありがたいです。

委員長： 他にございますでしょうか。せっかくの機会ですので、今、いろいろと御意見いただきましたが、皆様に一言ずつ、感想でも結構ですから、順番に御意見をお伺いしたいと思います。

池田(智)委員： 大学教授ということもあって、大学教育というのは、社会に出る力と切り離されたものであってはならないなと思いました。それを意識しながら教育にあたっていかなければいけないと思いました。

猪上委員： 今、ここでこの計画を策定されるのは、あくまで、県全体の雛型・手本・見本だと思います。一番の問題は、各市町で行うこと。したがって、市町行政が自分たちで絵を描いて走るのではなく、市町社協としっかり連携した中で、関係者が中に入って、一緒に考えて、一緒に携わるということをして23市町で行ってほしいと思います。その際には、県行政としては市町に対して指導していただきたいです。

今榮委員： 今回初めて参加させていただくわけですが、市町の立場でいうと、個人的に、私も行政職員を長くしております。竹原市の計画策定そのものにも個別に携わりましたし、進捗状況の確認も毎年度行いました。計画の内容そのものが広範にわたるわけですので、今、話を聞いておりまし

て、最終的にどういう文言で整理されるかについては、策定委員会の方で進められると思います。県は県でさまざまな計画を持っており、それぞれの整合ということも先ほどの説明でありましたが、それぞれ個別ごとに新たな文言にするというのも、説明責任からすると難しいのではないかと思います。共通の理解が得られるように計画の策定を進めてもらえればと思います。

今川委員： これを最初に見て最初に思ったのは、福祉関係のコミュニティに属している人はその福祉の恩恵に与れる計画になっているということです。

というのも、そこに所属できない人、他の委員の方もおっしゃいましたけど、障害のある方で支援を受けられない方は、どうやって災害が起こったときに救助の手助けを求めればいいのか。福祉関係でいうと私も同じ課題を抱えておりまして、幼稚園の無料化ということになっていますが、普通の保育園に所属していれば、制度に則って手続きができるのですが、私は、ずっと勤めているので、働き方改革だといっても送迎の時間に間に合わないため、私はお金で解決して、NPOの保育園に預けています。そうすると、その手続きから2か月も立ち遅れてしまって、「市民と市政」を見て情報を得て、自分で動くということをしなさいといけませんでした。今も手続き中です。

こういった問題、小さなことかもしれませんが、広島県では多々あると思います。高齢者の方や、字を読むのがおぼつかない方、インターネットも使えないという方だったら、困ったことがあったときにどこに聞けばいいのか、誰が助けてくれるのかが本当にわからないと思います。

民生委員の方を育成するとか、地域の支援者を育てるとか書いてありましたが、私たちも自分の町内の民生委員が誰か、その人と毎朝挨拶しているかといったら、「ノー」という人が多いと思います。民生委員だよりも年に一回来ますが、それを隅々まで目を通して、「ああ、あのおじさんが私の係なのか」と知る方が実際にいらっしゃるかどうか。特に私たち子育て世代は、スマホと仲良しになっていて、活字も離れています。県や市が行政だよりを出しても、それを読んでいる人がどれだけいるか、新聞を取っている人がどのくらいいるか。そういったときに、こういったことをたくさん考えてくださっているが、それが本当に末端である市民に届くのか。そういう実情をこのフロー図の中のどこで解決できるのだろうと思って、原因と解決策というのを見ておりましたが、この中には、残念ながらそういったことを解決できるような糸口がないような感じがしました。こうすればいいんじゃないですか、というのは、なかなか私もわかりませんが、インターネットやSNSなどにまだまだ疎い世代が一生懸命考えて、果たしてこれを受け取ってくださる方々に浸透するのかどうか、福祉のサービスを受ける方々にこれが行き届くのかどうか、その辺がどうなのだろうと考えながらこれを拝見しました。まとまらない話で申し訳ないですが、以上でございます。

金子委員： 私たちの団体は、知的発達障害児者の親の会でございます。今、今川

委員が、制度に則ってない人と言われましたが、私たちの子どもたちも、50年位前に、就学猶予という時代があり、そういうときに「あなたの子どもに行かせる学校なんてないよ」と言われた時代の人たちは、施設に行かない限り親が自分で抱えこんでいました。福祉サービスも、今は移動支援だとか、ショートステイとかいろいろありますが、そういうことさえも一度も利用したことがないという人たちも結構上の先輩方にはいらっしゃると思います。一度でも福祉サービスを使っていたら、更新で、「どうですか」となります。各市町・地域で、包括支援センターなど、お年寄りのところに訪問して、奥にいる子どもを発見したりすることがあります。そういうこともあるので、地域の皆さんには、まず、いろんな人がいるということを理解してもらわないといけないと思っています。そこで、「あなた知的障害があるでしょ」とは言っただけではいけないけど、「今どんな感じですか」と民生委員さんと顔なじみになってきたら、「今うちの子こうなんよ」と言いやすいと思います。顔が見える関係からまずは作らないといけないと思います。私たちの会もできるところからやっていきたいと考えております。

川本委員： 今日の議題とは違うかもしれませんが、今、看護管理者の保健・医療の教育を担当しています。私自身も、40年近く病院にしか勤めたことがなく、医療に関してはわかりませんが、保健・福祉に疎くて、看護管理者にどう教えていこうか悩んでおります。また、看護管理者の研修のプログラムが、今年度から、「地域共生社会」という単元が増えました。私自身もまだよくわからないままで、今日の資料も見ながら、まだまだ、保健福祉と医療がバラバラだと感じます。地域に出て、リーダーシップをとっていくようなものが分かって、町全体を巻き込んでやっていかないといけないということが大切だなと思いつつながら、今日の話をお聞かせいただきました。

黒瀬委員： 昨今のように、高齢化社会で、患者が非常に高齢化しております。目の前の治療は終了したが、なかなか社会に復帰できない。医者は治療だけでなく、地域に戻っていく地域力の支援体制をしっかりと見据えておかないと患者を家に帰せないです。こういった県の施策も非常に理解しながら、われわれも議論を進めていかなければならないと思います。

甲野委員： 初めてこういう場に参加させていただきましたが、歯科としても地域包括ケアの推進や、外へ出ていくという口腔ケアを目指してやっております。精一杯やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

林委員： われわれは、サービスを提供する事業者でございます。私どもの協会や今日欠席されております、米川会長の知的障害者福祉協会、どちらも社会福祉法人でございます。こちらの包括的支援体制の中にも社会福祉法人が地域で求められている役割というのが、明確になっております。社会福祉法人として、地域の中での相談支援体制を県内の各市町の社協と協力して、そういった場づくりをすすめているところでございます。こうした中で、地域共生社会の実現のために私たちがしっかり汗をかける場を自分たちで作っていきながら社会の一助になればと思っています。こうした計画の

中で、立ち位置を再確認しながら、社会福祉を進めていきたいと思っています。

平松委員： 13ページにございますように、「包括的な支援体制づくり」とありますが、医師会の中でこういった立場に立つのは、主にかかりつけ医でございます。これまでも、行政としても、医師会としても、かかりつけ医をこのシステム中にしっかり入れようとやってみましたが、しかし、黒瀬委員もおっしゃっていたように、治療が終わった患者さんが病院から出た後のことも非常に大事です。かかりつけ医は時間がなく、わずかな時間で、なかなかシステムの中に入っていくにくい。医療・介護・福祉が連携していくためには、相談する時間が必要ですが、その時間が確保できないという大きな問題があるように感じます。それに対して、まずは医師会としても考えていきたいと思えます。

田中局長： 人口減少の中で、フォーマルセクターをどれだけカバーできるかという話もございましたが、なかなか難しいところもあると思えます。そういった中で、今回の地域福祉支援計画を作るにあたって、福祉方が書くと、福祉のフォーマルセクターの計画だけを描いてしまう傾向にあるように思いますが、支え合いを基本としたインフォーマルセクターを柔軟に、街づくり全体として、フォーマル・インフォーマルセクターを含めた住みやすい街のビジョンを描けるような形で、県としては地域福祉支援計画を策定していきたいと思えます。

また、14ページにあるような街づくりも非常に大事だと思っております。健康福祉局だけでなく、県局全体として、街づくりの視点をしっかり入れ、市町の福祉部門だけでなく企画部門も含めて、街づくりの視点を入れながら、あくまで、インフォーマルという住民が主体となり、待っているだけでなく、こういう課題があり、こういう解決を自ら探していける場づくりや相談を受けやすい仕組みをどうすればいいかといった視点で、防災の視点も含めて進めていきたいです。包括的というのは、インフォーマルなセクターも含めての包括的な計画を意識したいですし、市町の計画の中にもそういった視点をいれていただけるように支援していきたいと考えております。

藤原委員： 青少年の健全育成を目指しております。大きな柱として、青少年に対し、夢を持ってもらう事業と、青少年を育成する人を支援する事業をしております。この中で、直接にはならないですが、青少年育成力レッジや市町民会議ネットワーク研究会という事業の中で、いろいろなテーマについて、毎年テーマを変えながら設定しており、今年は、発達障害がテーマでした。発達障害の子供たちへの接し方を地域の人に学んでいただくということで計画しております。もう一つ、リスクコミュニケーションという、防犯・防災について、ゲームを使いながら学んでいただくような企画をしております。地域の方が少しでもいろんなことを理解してくださるようになればいいなと取り組んでおります。以上です。

二川委員： 長年、上栗会長がこの委員に就任されており、後任として受けました

が、単純に引き受けてしまったので、こんな重要な会議をする場だと認識しておりませんでした。申し訳ありません。これからは、しっかり勉強させていただいて、意見を言えるように努力してまいりますので、よろしくお願いします。

村井委員： 先ほど、防災の話が少し出ましたが、私どもには、身体障害相談員が各市町にあります。相談員の今年の研修テーマが、昨年の豪雨の状況・体験の発表でした。三原市本郷町では、障害のある2名の方が亡くなられました。その体験の中で、体験者が、自らの命は自らで守るということを痛切に感じたとおっしゃっていました。100回避難して被害がなかったとしても、101回目にはやはり避難すべきであると言われました。先ほど、災害のときどこに助けを求めればいいのかという話があったが、まずは、自分で動くことです。そのためにどうすればいいのかというと、自分と同じ立場の人・仲間を見つけ、そこから地域でどうすればいいかを一緒に考えることです。

われわれは県団体なので、身体障害者相談員から、それぞれの地域の問題点を取り上げて解決していきます。特に、障害者の方は、障害があるということを自らは発信しにくいところがある。内部障害の方や人工透析をされている方、ペースメーカーをつけている方においては、人に知られたくないという方が多いです。しかし、まずは発信しないと、その地域の人には、何をしてほしいかというのが、わかりません。障害者はできることは自分でできますが、それ以上のことについては、できません。避難するときにしてほしいことと、避難した後にしてほしいことは違います。そうすると、その地域でできないこともあります。例えば、人工透析は、3日に1回しないといけないので、避難が長引いているときなど、人工透析ができなければ命に関わります。そういったことを、全体を通じて考えて解決していければと思います。自らの命は自ら守り、地域で支え合うところは、支え合うというのが、共生社会の町づくりではないかと思います。地域で具体化するには、地域の団体が考えていくことだと思います。行政はそれをバックアップしていくことが必要だと思います。

村上委員： 医療福祉の教育の場にいまして、社会福祉の領域の大学が、軒並み定員割れで、介護の専門学校も潰れていっています。人材育成について、この計画で掲げられておりますが、供給のところが細ってきているという現状があります。具体的な計画については言えませんが、現状についてお話しし、あとは考えていただければと思います。先ほど、就職先のことを申し上げましたが、やはり、親御さんや御本人さんたちも、どういうところに就職できるかという点で大学を選びますから、安定的な雇用先の確保が大切だということを繰り返させていただきます。また、先ほど平松委員がおっしゃったように、病院から地域に出ていくときに、医療ソーシャルワーカーが関わりますが、とても忙しくなっていて、なかなか、地域での生活のところまでケアができていないというのが現状

です。軒並み病院は求人を出してくださいますが、あまりにも忙しくて、過酷だから学生が行かなくて、人が集まらないという状況です。私どもとしては、地域コーディネータを養成するように頑張っており、手ぐすね引いて待っていますが、学生が来ないという現状があることをお伝えして終わります。以上です。

森脇委員： 大学で地域づくりに貢献できるような人材育成をしていかなければならないと今回強く思いました。私は、具体的には、管理栄養士の養成をしております。県内にも養成施設はたくさんありますが、数としては社会に供給しておりますが、なかなか、質を伴い実務経験が豊富で、地域と連携できるようなフリーで動ける管理栄養士が少ないです。もしかしたら、他の職種でも同じようなことがあるのかなと思います。専門職と地域が連携できるような仕組み作りをしていってほしいですし、私もその一助になりたいと思っております。県として素晴らしい計画を作っていただけたらと思いますが、市町をしっかりと支援するような計画を作っていただければと思います。

山下委員： みなさんの貴重な意見を聞かせていただき、ありがとうございます。この審議会の次に県議会の中で審議するのが、私が所属している生活福祉保健委員会であり、しっかり審議していきたいと思っております。個人的な意見を言わせていただくと、地域共生社会の実現の中に、「外国人」という言葉が入ったことについて、大変嬉しく思っております。しかし、そのあとに続く文章の中で、外国人に対する書きぶりが足りないと思います。地域に暮らしている外国人の方はたくさんおられますし、もっと慎重に扱わなければいけないのかなと思います。福祉に関しては、実は、警察や消防などの公務員はあまり詳しくないです。このあたりもしっかり福祉がどんなものか、困っていることにどう対応しているのかについて、しっかり勉強していただきたいと思いました。最後になりますが、県としては計画を作るのが最終的な仕事ではなく、市町におろして、みなさんに伝わるように最後までしっかりやっていくというのが、個人的な意見です。

山田委員： いじめの問題や人権についての言葉も入っていますが、教育関係団体としてどのように関わっていけるのか見定めながら、意見できるところは意見していこうと思いますので、よろしくをお願いします。

吉田委員： いろいろと皆さんのお話を聞かせてもらいました。私の立場としては、多くの方の声・御意見を聞きながら、いかに行政に反映させていくかというのが私の立場ですので、個人的にあれこれ申すことはなかなかできませんが、いずれにしても、地域共生社会を作りあげていくためには、やはり、お互い助け合う、共存・共栄が必要だと思っております。向こう隣り両3軒という言葉もありますが、近所で助け合いながら生きていくという形を作っていくことが、地域共生社会につながっていくのかなと思っております。十人十色で、みなさんいろいろな考えがあると思っておりますので、まとめるのは大変だと思っておりますが、しっかりと

した地域共生社会ができるような計画にしていいただければ、我々行政に携わる者としても大きな自信につながっていくので、よろしくお願ひします。

委員長： 貴重な御意見ありがとうございました。それぞれの立場で、御意見いただきました。皆様の意見を色んなところで生かしていきたいと思ひます。本当にありがとうございました。以上をもちまして、この協議事項については終わらせていただきます。本当に御協力ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項がありますか。

事務局： [地域支え合い担当から今後の専門分科会の開催予定を説明]

まずは、事務的なところを先に御説明しましたけれども、今日はたくさんの方の貴重な御意見をいただいたことに関しまして、御礼を申し上げます。

中に意見がありましたことについては、今後検討していくわけでございますけれども、いかに伝えていくか、いかに市町を支援していくかということの大切さも言及していただきました。いかに伝えていくかということに関しましては、今、災害関係において、地域支え合いセンターという同じような包括的支援システムを作っておりますが、これをいかに浸透させていくかということとは同じような議題となっております。伝えるだけではなくて、併せて支える側・支えられる側としての機会も作りながら、参加していくことをセットで伝えていくことも考えてまいりたいと思っております。

地域に出る際の問題点についてもいくつか御指摘いただきましたが、今回争点としております複合的課題につきましても、長期的な課題となります。一回の専門職の支援だけでは終わらない問題で、ずっと人生を追って伴走していかなければならない課題ということになります。そうした中で、専門職だけでは無理がありますので、そういったときにいかに地域で支えていくか、地域と共に伴走していくかというのが大切になっておりますので、今御指摘を受けましたとおり、地域にいかに支援を広げて一緒にやっていくかということもしっかりやっていきたいと考えております。

今日の御意見を踏まえながら、またいいものにしていきたいと思っておりますので、今後とも御意見の方、どうぞよろしくお願ひします。

委員長： 本日の審議はこれで終了となります。御協力ありがとうございました。

7 会議の資料名一覧

- 広島県社会福祉審議会会議次第
- 広島県社会福祉審議会委員名簿
- 広島県社会福祉審議会県職員名簿
- 配席図
- 資料1 「広島県地域福祉支援計画」の策定について
- 資料2 広島県地域福祉支援計画 骨子（案）

- 参考資料
 - 社会福祉法（抜粋）
 - 社会福祉法施行令（抜粋）
 - 社会福祉審議会条例